





きその他法令の規定により当該債務と相殺しき又はこれを充当することができる國の債權があつることを知つたときは、政令で定める場合を除き、遅滞なく、相殺又は充当をするとともに、その旨を当該債權に係る歳入徵収官等に通知しなければならない。

歳入徵収官等は、前項の通知を受けた場合を除き、その所掌に属する債權と國の債務との間に相殺が行われたことを知つたときは、直ちに、その旨を当該債務に係る支払事務担当職員に通知しなければならない。

(消滅に関する通知)

**第二十三條** 法令の規定に基き國のために弁済の受領をする者、第十二条第一号に掲げる者その他政令で定める者は、会計法第四十七条第二項の規定によるものほか、政令で定めるところにより、その職務上債権が消滅したことを知つたときは、遲滞なく、その旨を当該債権に係る歳入徴収官等に通知しなければならない。

**第四章 債権の内容の変更 免除等**  
**(履行延期の特約等をすることができる場合)**  
**第二十四条** 歳入徵収官等は、その所掌に属する  
債権(国税徵収又は国税滞納処分の例によつて)  
徵収する債権その他政令で定める債権を除く。)について、他の法律に基く場合のほか、次の各号の一に該当する場合に限り、政令で定めるとこにより、その履行期限を延長する特約又は处分をすることができる。この場合において、當該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

債務者が無資力又はこれに近い状態にあることを。

二 債務者が当該債務の全部を一時に履行する  
ことが困難であり、かつ、その現に有する資  
産の状況により、履行期限を延長することが  
徴収上有利であると認められるとき。  
三 債務者について災害、盜難その他の事故が  
生じたことにより、債務者が当該債務の全部を

四 契約に基く債権について、債務者が当該債権を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

五 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が該当債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、所定の履行期限によることが公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがあるとき。

一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

除き、当該債権について債務名義を取得するため必要な措置をとらなければならない。  
(履行延期の特約等に附する条件)

るため必要な限度において、その利率を引き下げる特約をすることができる。

貸付金の使途に従つて第三者に貸付を行つた場合において、当該第三者に対する貸付金の返済等の特約等を設ける場合の特約等を規定する。この場合においては、政令で定める場合は、政令で定めるところにより、担保の提供を免除し、又は利息を附さないことができる。

第二十六条 岳入徵収官等は、その所掌に属する債権について履行延期の特約等をする場合には、政令で定めるところにより、担保を提供させ、かつ、利息を附するものとする。ただし、第二十四条第一項第一号に該当する場合、当該債権が第三十三条第三項に規定する債権に該当する場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、担保の提供を免除し、又は利息を附さないことができる。

第二十七条 岳入徵収官等は、その所掌に属する債権について履行延期の特約等をする場合には、政令で定めるところにより、担保を提供させ、かつ、利息を附するものとする。この場合においては、既に発生した延滞金（履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徵收金をいう。以下同じ。）に係る債権は、徵收すべきものとする。

第二十八条 岳入徵収官等は、その所掌に属する債権で分割して弁済させることとなつていても、特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該履行期限後に弁済することとなつていてる金額に係る履行期限をもあわせて延長することとすることができる。

（履行期限を延長する期間）

第二十九条 岳入徵収官等は、履行延期の特約等をする場合には、履行期限（履行期限後に履行延期の特約等をする場合には、当該履行延期の特約等をする日）から五年（前条第一項第一号又は第六号に該当する場合には、十年）以内において、その延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、さらに履行延期の特約等をすることを妨げない。

（履行延期の特約等に係る措置）

について、当該延長に係る履行期限を繰り上げることが可能のこと。

債務者が国の不利益にその財産を隠すことはない、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるととき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。

口 当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠つたとき。  
ハ 第十七条各号の一に掲げる理由が生じたとき。

二 債務者が第一号の条件その他の当該履行延期の特約等に附された条件に従わないとき。

木 その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不適当となつたと認められるとき。

**第二十八条** 歳入徵収官等は、前四条の規定により履行延期の特約等に代わる和解（履行延期の特約等によるもの）をしようとする場合において、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百七十五条の和解によることを相当と認めるときは、法務大臣に対し、その手続をとることを

（市場金利の低下による利率の引下）  
求めるものとする。  
**第二十九条** 島入徵収官等は、その所掌に属する  
貸付金に係る債権その他の契約に基く債権に係

る利息（延滞金を含む）で、その利率（延滞金の計算の基準となつてゐる割合を含む。以下この条において同じ。）が一般金融市場における金利に即して定められたものについて、当該金利が低下したことにより、その利率を維持する事が不適当となつたときは、これを是正する。

るため必要な限度において、その利率を引き下げる特約をすることができる。

第三十二条 岁入徵収官等は、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約等（和解、調停又は労働審判）（労働審判法第二十条の規定による労働審判をいう。第三十八条第三項において同じ。）によつてする履行期限の延長で当該履行延期の特約等に準ずるものを含む。以下この条において同じ。）をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約等をした場合は、最初に履行延期の特約等をした日）から十年を経過した後において、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができることとなる見込みがないと認められる場合には、当該債権並びにこれに係る延滞金及び利息を免除すことができる。

第三十一条 法務大臣は、国の債権について、この法律その他の法令の規定により認められた内容によるほか、法律上の争いがある場合においては、その争いを解決するためやむを得ず、かつ、国にとつて当該債権の徵収上有利と認められる範囲内において、裁判上の和解（以下「和解」という。）をし、民事調停法（昭和二十六年法律第二百一十二号）若しくは労働審判法（平成十六年法律第四十五号）による調停（以下「調停」という。）に応じ、又は同法第二十一条第一項の規定による異議の申立てをしないことができる。ただし、債権の性質がこれに適しない場合は、この限りでない。  
(免除)

再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により決議に付された若しくは付されるべき再生計画案若しくは変更計画案（同意再生の場合につては裁判所に提出された再生計画案又は会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号））の規定により決議に付された更生計画案若しくは変更計画案がこれらの法律の規定に違反しないものであり、かつ、その内容が債務者が遂行することができる範囲内において国の不利益を最少限度にするよう定められていると認められる場合に限り、これに同意することができる。  
(和解等)

前項の規定は、第二十四条第一項第六号に掲げる理由により履行延期の特約等をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基いて当該履行延期の特約等をしたものについて適用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除をすることを条件としなければならない。

3 歳入徴収官等は、履行延期の特約等をした債権につき延納利息（第二十六条第一項本文の規定による利息をいう。以下同じ。）を附した場合において、債務者が当該債権の金額の全部に相当する金額をその延長された履行期限内に弁済したときは、当該債権及び延納利息についての定による利息を、（以下同じ。）を附した場合において、債務者が当該債権の金額の全部に相当する金額をその延長された履行期限内に弁済したときは、当該債権及び延納利息についての定による利息を、債務者の資力の状況によりやむを得ない事情があると認められる場合に限り、当該延納利息の全部又は一部に相当する金額を免除することができる。（延滞金に関する特則）

### 第三十三条 国の債権（利息を附することとなつてゐる債権及び特別の法律において延滞金に関する定のある債権を除く。以下この条において同じ。）に係る延滞金は、履行期限内に弁済されなかつた当該債権の金額が千円未満である場合には、附さない。

2 国の債権及びこれに係る延滞金については、弁済金額の合計額が当該債権の金額の全部に相当する金額に達することとなつた場合において同様に、が百円未満であるときは、当該延滞金の額に相当する金額を免除することができて、その時までに附される延滞金の額（その時までに徵収した金額を含む。以下この条において同じ。）が百円未満であるときは、当該延滞金の額に相当する金額を免除することができる。

3 国が設置する教育施設の授業料に係る債権その他政令で定める国債権及びこれらに係る延滞金については、弁済金額の合計額が当該債権の金額に相当する金額に達することとなつた場合において同様に、が百円未満であるときは、当該延滞金の額に相当する金額を免除することができる。

（債権に関する契約等の内容）

### 第五章 債権に関する契約等の内容

第三十四条 法令の規定に基き國のために契約その他債権の発生に関する行為をすべき者（以下「契約等担当職員」という。）は、当該債権の内容を定めようとするときは、法律又はこれに基づく命令で定められた事項を除くほか、債権

の減免及び履行期限の延長に関する事項についての定をしてはならない。

第三十五条 契約等担当職員は、債権の発生の原因となる契約について、その内容を定めようとする場合には、契約書の作成を省略することができる場合その他政令で定める場合を除き、次に掲げる事項についての定をしなければならない。

三 債務者は、貸付事業等を中止し、又は廃止する場合には、各省各府の長の承認を受けなければならないこと。

四 債務者は、貸付事業等が予定の期間内に完了した場合には、すみやかに各省各府の長に報告して、その指示に従わなければならぬこと。

五 債務者は、貸付事業等により取得し、又は効用の増加した財産で、当該貸付の契約で定めるものを、当該契約で定める期間内に、貸付の目的に反して使用し、処分し、又は担保に供する場合（債務者がその債務の全部を履行した場合を除く。）には、各省各府の長の承認を受けなければならないこと。

六 債務者は、当該貸付の契約で定めるところにより、貸付事業等の遂行の状況に関し、各省各府の長に報告しなければならないこと。

七 債務者は、貸付事業等が完了した場合（貸付事業等の廃止の承認を受けた場合を含む。）には、当該貸付の契約で定めるところにより、貸付事業等の成果を記載し、又は記録し、貸付事業等の実績報告を各省各府の長に提出しなければならないこと。

八 債務者は、各省各府の長により前号に規定する実績報告に係る貸付事業等の成果が当該貸付金の貸付の目的及び貸付事業等の内容に適合していないと認められた場合には、その指示に従わなければならぬこと。

九 第四号又は前号に規定する指示による場合のほか、次に掲げる場合には、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

一 債務者は、当該貸付金を他の用途に使用してはならないこと、又は当該貸付金を他の用途に使用する場合には、各省各府の長（その委任を受けた者を含む。以下この条において同じ。）の承認を受けなければならぬこと。

二 債務者は、当該貸付金の貸付の対象である事務又は事業（以下「貸付事業等」という。）に要する経費の配分その他の貸付事業等の内容で、当該契約で特に定めるもの（以下単に

十一 債務者は、国の貸付金をその財源の全部場合には、各省各府の長の承認を受けなければならないこと。

又は一部とし、かつ、当該貸付の貸付の使途に従つて第三者に貸付金（使途の特定しないものを除く。）の貸付を行う場合には、当該貸付の契約において、第一号から第九号まで掲げる事項に準ずる定をしなければならないこと。

三 債務者は、貸付事業等を中止し、又は廃止する場合には、各省各府の長の承認を受けなければならないこと。

四 債務者は、貸付事業等が予定の期間内に完了した場合には、すみやかに各省各府の長に報告して、その指示に従わなければならぬこと。

五 債務者は、貸付事業等により取得し、又は効用の増加した財産で、当該貸付の契約で定めるものを、当該契約で定める期間内に、貸付の目的に反して使用し、処分し、又は担保に供する場合（債務者がその債務の全部を履行した場合を除く。）には、各省各府の長の承認を受けなければならないこと。

六 債務者は、当該貸付の契約で定めるところにより、貸付事業等の遂行の状況に関し、各省各府の長に報告しなければならないこと。

七 債務者は、貸付事業等が完了した場合（貸付事業等の廃止の承認を受けた場合を含む。）には、当該貸付の契約で定めるところにより、貸付事業等の実績報告を各省各府の長に提出しなければならないこと。

八 債務者は、各省各府の長により前号に規定する実績報告に係る貸付事業等の成果が当該貸付金の貸付の目的及び貸付事業等の内容に適合していないと認められた場合には、その指示に従わなければならぬこと。

九 第四号又は前号に規定する指示による場合のほか、次に掲げる場合には、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

一 第二十二条第一項又は第二項の措置をとる場合

二 履行延期の特約等をする場合

三 第二十九条の規定により利率を引き下げる場合

四 特約をする場合

五 第二十二条の規定による免除をする場合

六 第二十二条第一項又は第二項の措置をとる場合

七 第二十二条の規定による免除をする場合

八 第二十二条の規定による免除をする場合

九 第二十二条の規定による免除をする場合

一 第二十二条の規定による免除をする場合

二 第二十二条の規定による免除をする場合

三 第二十二条の規定による免除をする場合

四 第二十二条の規定による免除をする場合

五 第二十二条の規定による免除をする場合

六 第二十二条の規定による免除をする場合

七 第二十二条の規定による免除をする場合

八 第二十二条の規定による免除をする場合

九 第二十二条の規定による免除をする場合

一 第二十二条の規定による免除をする場合

二 第二十二条の規定による免除をする場合

三 第二十二条の規定による免除をする場合

四 第二十二条の規定による免除をする場合

五 第二十二条の規定による免除をする場合

六 第二十二条の規定による免除をする場合

七 第二十二条の規定による免除をする場合

八 第二十二条の規定による免除をする場合

九 第二十二条の規定による免除をする場合

一 第二十二条の規定による免除をする場合

二 第二十二条の規定による免除をする場合

三 第二十二条の規定による免除をする場合

四 第二十二条の規定による免除をする場合

五 第二十二条の規定による免除をする場合

六 第二十二条の規定による免除をする場合

七 第二十二条の規定による免除をする場合

八 第二十二条の規定による免除をする場合

九 第二十二条の規定による免除をする場合

一 第二十二条の規定による免除をする場合

二 第二十二条の規定による免除をする場合

三 第二十二条の規定による免除をする場合

四 第二十二条の規定による免除をする場合

五 第二十二条の規定による免除をする場合

六 第二十二条の規定による免除をする場合

七 第二十二条の規定による免除をする場合

八 第二十二条の規定による免除をする場合

九 第二十二条の規定による免除をする場合

一 第二十二条の規定による免除をする場合

二 第二十二条の規定による免除をする場合

三 第二十二条の規定による免除をする場合

四 第二十二条の規定による免除をする場合

五 第二十二条の規定による免除をする場合

六 第二十二条の規定による免除をする場合

七 第二十二条の規定による免除をする場合

八 第二十二条の規定による免除をする場合

九 第二十二条の規定による免除をする場合

一 第二十二条の規定による免除をする場合

二 第二十二条の規定による免除をする場合

三 第二十二条の規定による免除をする場合

四 第二十二条の規定による免除をする場合

五 第二十二条の規定による免除をする場合

六 第二十二条の規定による免除をする場合

七 第二十二条の規定による免除をする場合

八 第二十二条の規定による免除をする場合

九 第二十二条の規定による免除をする場合

一 第二十二条の規定による免除をする場合

二 第二十二条の規定による免除をする場合

三 第二十二条の規定による免除をする場合

四 第二十二条の規定による免除をする場合

五 第二十二条の規定による免除をする場合

六 第二十二条の規定による免除をする場合

七 第二十二条の規定による免除をする場合

八 第二十二条の規定による免除をする場合

九 第二十二条の規定による免除をする場合

一 第二十二条の規定による免除をする場合

二 第二十二条の規定による免除をする場合

三 第二十二条の規定による免除をする場合

四 第二十二条の規定による免除をする場合

五 第二十二条の規定による免除をする場合

六 第二十二条の規定による免除をする場合

七 第二十二条の規定による免除をする場合

八 第二十二条の規定による免除をする場合

九 第二十二条の規定による免除をする場合

一 第二十二条の規定による免除をする場合

二 第二十二条の規定による免除をする場合

三 第二十二条の規定による免除をする場合

四 第二十二条の規定による免除をする場合

五 第二十二条の規定による免除をする場合

六 第二十二条の規定による免除をする場合

七 第二十二条の規定による免除をする場合

八 第二十二条の規定による免除をする場合

九 第二十二条の規定による免除をする場合

一 第二十二条の規定による免除をする場合

二 第二十二条の規定による免除をする場合

三 第二十二条の規定による免除をする場合

四 第二十二条の規定による免除をする場合

五 第二十二条の規定による免除をする場合

六 第二十二条の規定による免除をする場合

七 第二十二条の規定による免除をする場合

八 第二十二条の規定による免除をする場合

九 第二十二条の規定による免除をする場合

一 第二十二条の規定による免除をする場合

二 第二十二条の規定による免除をする場合

三 第二十二条の規定による免除をする場合

四 第二十二条の規定による免除をする場合

五 第二十二条の規定による免除をする場合

六 第二十二条の規定による免除をする場合

七 第二十二条の規定による免除をする場合

八 第二十二条の規定による免除をする場合

九 第二十二条の規定による免除をする場合

一 第二十二条の規定による免除をする場合

二 第二十二条の規定による免除をする場合

三 第二十二条の規定による免除をする場合

四 第二十二条の規定による免除をする場合

五 第二十二条の規定による免除をする場合

六 第二十二条の規定による免除をする場合

七 第二十二条の規定による免除をする場合

八 第二十二条の規定による免除をする場合

九 第二十二条の規定による免除をする場合

一 第二十二条の規定による免除をする場合

二 第二十二条の規定による免除をする場合

三 第二十二条の規定による免除をする場合

四 第二十二条の規定による免除をする場合

五 第二十二条の規定による免除をする場合

六 第二十二条の規定による免除をする場合

七 第二十二条の規定による免除をする場合

八 第二十二条の規定による免除をする場合

九 第二十二条の規定による免除をする場合

一 第二十二条の規定による免除をする場合

二 第二十二条の規定による免除をする場合

三 第二十二条の規定による免除をする場合

四 第二十二条の規定による免除をする場合

五 第二十二条の規定による免除をする場合

六 第二十二条の規定による免除をする場合

七 第二十二条の規定による免除をする場合

八 第二十二条の規定による免除をする場合

九 第二十二条の規定による免除をする場合

一 第二十二条の規定による免除をする場合

二 第二十二条の規定による免除をする場合

三 第二十二条の規定による免除をする場合

四 第二十二条の規定による免除をする場合

五 第二十二条の規定による免除をする場合

六 第二十二条の規定による免除をする場合

七 第二十二条の規定による免除をする場合

八 第二十二条の規定による免除をする場合

九 第二十二条の規定による免除をする場合

一 第二十二条の規定による免除をする場合

二 第二十二条の規定による免除をする場合

三 第二十二条の規定による免除をする場合

四 第二十二条の規定による免除をする場合

五 第二十二条の規定による免除をする場合

六 第二十二条の規定による免除をする場合

七 第二十二条の規定による免除をする場合

八 第二十二条の規定による免除をする場合

九 第二十二条の規定による免除をする場合

一 第二十二条の規定による免除をする場合

二 第二十二条の規定による免除をする場合

三 第二十二条の規定による免除をする場合

四 第二十二条の規定による免除をする場合

五 第二十二条の規定による免除をする場合

六 第二十二条の規定による免除をする場合

七 第二十二条の規定による免除をする場合

八 第二十二条の規定による免除をする場合

九 第二十二条の規定による免除をする場合

一 第二十二条の規定による免除をする場合

二 第二十二条の規定による免除をする場合

三 第二十二条の規定による免除をする場合

四 第二十二条の規定による免除をする場合

五 第二十二条の規定による免除をする場合

六 第二十二条の規定による免除をする場合

七 第二十二条の規定による免除をする場合

八 第二十二条の規定による免除をする場合

九 第二十二条の規定による免除をする場合

一 第二十二条の規定による免除をする場合

二 第二十二条の規定による免除をする場合

三 第二十二条の規定による免除をする場合

四 第二十二条の規定による免除をする場合

五 第二十二条の規定による免除をする場合

六 第二十二条の規定による免除をする場合

七 第二十二条の規定による免除をする場合

八 第二十二条の規定による免除をする場合

九 第二十二条の規定による免除をする場合

一 第二十二条の規定による免除をする場合

二 第二十二条の規定による免除をする場合

三 第二十二条の規定による免除をする場合

四 第二十二条の規定による免除をする場合

五 第二十二条の規定による免除をする場合

六 第二十二条の規定による免除をする場合

七 第二十二条の規定による免除をする場合

八 第二十二条の規定による免除をする場合

九 第二十二条の規定による免除をする場合

(国会への報告等)

**第四十条** 財務大臣は、前条の報告書に基き、債権現在額計算書を作成しなければならない。

内閣は、前項の債権現在額計算書を前条の報告書とともに、翌年度の十一月三十日までに、会計検査院に送付しなければならない。

内閣は、第一項の債権現在額計算書に基いて、当該年度末における国債の債権の現在額について、当該年度の歳入歳出決算の提出とともに、国会に報告しなければならない。

(電磁的記録による作成)

**第四十一条** この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている報告書等(報告書、債権現在額計算書その他の文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。)については、当該報告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。同条第一項において同じ。)の作成をもつて、当該報告書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該報告書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

**第四十二条** この法律又はこの法律に基づく命令の規定による報告書等の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、当該報告書等が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるものをいう。次項において同じ。をもつて行うことができる。

前項の規定により報告書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該報告書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。(政令への委任)

**第四十三条** この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。**附 則 抄**  
1 この法律は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。  
2 第三十九条及び第四十条の規定は、昭和三十二年六月三十日以後における債権の現在額に関する規定である。3 次に掲げる法律は、廃止する。  
一 政府貸付金処理に関する法律(昭和十年法律第二十五号)  
二 租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律(昭和二十六年法律第一百九十七号)

三 旧租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律(昭和二十六年法律第一百九十七号)

四 旧租税債権及び貸付金債権又はすえ置貸債権とされている債権については、同法第六条の規定は、この法律の規定により履行延期の特約等をした日とみなして、第三十二条第一項の規定を適用する。

五 及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律の規定により定期貸債権又はすえ置貸債権とした日をこの法律の規定により履行延期の特約等をした日とみなして、第三十二条第一項の規定を適用する。

六 第四項に規定する債権その他この法律の施行の際現に各省各庁において管理している債権は、当該各省各庁の所掌事務に係る債権とみなして、この法律を適用する。

七 第十一条第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する国の債権で、この法律の施行前に発生し、又は国に帰属したものについて準用する。

八 第三十三条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行前に弁済金額の合計額がこれらの規定に定める債権の金額の全部に相当する金額に達することとなつた場合にも、適用があるものとする。この場合において、同条第二項中「当該延滞金の額に相当する金額」とあるのは、「延滞金の額の全部に相当する金額」とする。

前項の規定は、既に弁済された金額に影響を及ぼすものと解してはならない。

この法律の施行前に発生し、又は国に帰属した債権については、政令でこの法律の特例を設けることができる。

(施行期日)

**附 則 (昭和三十三年四月三〇日法律第一〇六号)抄**

この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

(施行期日)

**附 則 (平成八年六月二六日法律第一〇七号)抄**

この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。

(施行期日)

**附 則 (平成一〇年六月一五日法律第一〇八号)抄**

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(施行期日)

**附 則 (平成一〇年六月二二日法律第九五号)抄**

この法律は、平成九年六月二二日から施行する。

(施行期日)

**附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号)抄**

この法律は、平成十年十二月一日から施行する。

(施行期日)

**附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号)抄**

この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

(施行期日)

**附 則 (昭和四五年六月一一日法律第一一〇六号)抄**

この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

(施行期日)

**附 則 (昭和四五年六月一一日法律第一一〇六号)抄**

この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

(施行期日)

えないので政令で定める日から、第三十九条、附則第九項から附則第十一項まで及び附則第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条规定による改正規定を除く。の規定は公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

**附 則 (昭和四六年六月一日法律第九六号)抄**

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

**附 則 (平成八年六月二二日法律第九五号)抄**

(施行期日)

この法律は、平成九年六月二二日から施行する。

(施行期日)

**附 則 (平成八年六月二六日法律第一〇七号)抄**

この法律は、平成九年六月二六日から施行する。

(施行期日)

**附 則 (平成一〇年六月一五日法律第一〇八号)抄**

この法律は、平成九年六月一五日から施行する。

(施行期日)

**附 則 (平成一〇年六月二二日法律第九五号)抄**

この法律は、平成九年六月二二日から施行する。

(施行期日)

**附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号)抄**

この法律は、平成十年七月一六日から施行する。

(施行期日)

**附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号)抄**

この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

(施行期日)

**附 則 (昭和三十三年四月三〇日法律第一一〇六号)抄**

この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

(施行期日)

分を除く。並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五项、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条规定による改正規定を除く。の規定は、附則第九項から附則第十一項まで及び附則第五项、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条规定による改正規定を除く。の規定は、附則第六项から附則第八项まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定により施行する。

**附 則 (昭和四六年六月一日法律第九六号)抄**

(国等の事務) 公布の日

この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

**附 則 (昭和四六年六月一日法律第九六号)抄**

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

**附 則 (平成八年六月二二日法律第九五号)抄**

(施行期日)

この法律は、平成九年六月二二日から施行する。

(施行期日)

**附 則 (平成八年六月二六日法律第一〇七号)抄**

この法律は、平成九年六月二六日から施行する。

(施行期日)

**附 則 (平成一〇年六月一五日法律第一〇八号)抄**

この法律は、平成九年六月一五日から施行する。

(施行期日)

**附 則 (平成一〇年六月二二日法律第九五号)抄**

この法律は、平成九年六月二二日から施行する。

(施行期日)

**附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号)抄**

この法律は、平成十年七月一六日から施行する。

(施行期日)

**附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号)抄**

この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

(施行期日)

**附 則 (昭和三十三年四月三〇日法律第一一〇六号)抄**

この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

(施行期日)

**附 則 (昭和三十三年四月三〇日法律第一一〇六号)抄**

この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

(施行期日)

**第一百六十二条** 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「处分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該处分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該处分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該处分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（検討）

**第二百五十九条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行ふものとする。

**第二百六十一条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（施行期日）

**附 則（平成一九年一月二二日法律第一六〇号）抄**

（施行期日）  
**二二五号** 抄  
（民法等の一部改正に伴う経過措置）  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
**第二十五条** この法律の施行前に和議開始の申立てがあつた場合又は当該申立てに基づきこの法律の施行前若しくは施行後に和議開始の決定があつた場合においては、当該申立て又は決定に係る次の各号に掲げる法律の規定に定める事項に関する取扱いについては、この法律の附則の規定による改正後のこれらの規定にかかるわらず、なお從前の例による。  
一から九まで 略  
**十** 国の債権の管理等に関する法律第三十条  
附 則（平成一三年六月二七日法律第七  
五号）抄  
（施行期日等）  
**第一条** この法律は、平成十四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に発行される短期社債等について適用する。  
（その他の経過措置の委任）  
**第八条** この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
（検討）  
**第九条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、振替機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
（施行期日）  
**五号** 抄  
（平成一四年六月一二日法律第六  
二  
二 第三条並びに附則第三条、第五十八条から第七十八条まで及び第八十二条の規定）この法律の施行の日（以下「施行日」という。）  
該各号に定める日から施行する。  
一 略

（国）の債権の管理等に関する法律の一部改正に伴う経過措置

第六十八条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法の規定による登録社債等については、前条の規定による改正前の國の債権の管理等に関する法律第三条第一項第二号の規定は、なおその効力を有する。（その他の経過措置の政令への委任）

第六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一四年一二月一三日法律第一五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十四号）の施行の日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一五年七月一六日法律第一一五五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一四年一二月一三日法律第一七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一六年五月一二日法律第四五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一六年六月二日法律第七六七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号）。次条第八項並びに附則第三条第八

項、第五条第八項、第十六条及び第二十一項第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。の施行の日から施行する。  
（政令への委任）  
**第十四条** 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
**附 則** **（平成一六年六月九日法律第八八号）抄**  
**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。  
**附 則** **（平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号）抄**  
**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第一百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条の規定、第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。  
**附 則** **（平成一八年六月七日法律第五三号）抄**  
**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、平成十九年四月一日から施行する。  
**附 則** **（平成一九年六月一三日法律第五五号）抄**  
**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一及び二 略  
三 附則第二十六条から第六十条まで及び第六十二条から第六十五条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (平成一九年六月二七日法律第一〇二号)抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (平成二九年六月二日法律第四五号)抄**

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第三百三条の一、第三百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和元年五月三一日法律第一六号)抄**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (令和六年六月一四日法律第五二号)抄**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

**第四十八条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。